

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和4年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2 1111	訪問型サービスⅠ		1,176	1月につき
A2 1114	訪問型サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,055	
A2 2111	訪問型サービスⅠ日割		39	1日につき
A2 2114	訪問型サービスⅠ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35	
A2 1211	訪問型サービスⅡ		2,349	1月につき
A2 1214	訪問型サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,108	
A2 2211	訪問型サービスⅡ日割		77	1日につき
A2 2214	訪問型サービスⅡ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2 1321	訪問型サービスⅢ		3,727	1月につき
A2 1324	訪問型サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,344	
A2 2321	訪問型サービスⅢ日割		123	1日につき
A2 2324	訪問型サービスⅢ・日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2 2411	訪問型サービスⅣ		268	1回につき
A2 2414	訪問型サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	240	
A2 2511	訪問型サービスⅤ		272	
A2 2514	訪問型サービスⅤ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	244	
A2 2621	訪問型サービスⅥ		287	
A2 2624	訪問型サービスⅥ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2 1411	訪問型短時間サービス		167	
A2 1414	訪問型短時間サービス・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算	1回につき
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2 4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	又 介護職員処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位の55/1000 加算	
A2 6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	
A2 6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 ※所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2 8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	訪問型サービス費のイからリまでについて 所定単位数の1/1000	

色分けルール
 ・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止

通所型サービス(独自)サービスコード表(令和4年4月1日以降)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	1,672単位	1,672
A6 1112	通所型サービス1日割		55単位	55
A6 1121	通所型サービス2		3,428単位	3,428
A6 1122	通所型サービス2日割		113単位	113
A6 1113	通所型サービス1回数		384単位	384
A6 1123	通所型サービス2回数		395単位	395
A6 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	376単位減算	-376
A6 6106	通所型サービス同一建物減算2		752単位減算	-752
A6 5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100
A6 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算	225
A6 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症患者受入加算	240単位加算	240
A6 6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算(口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)、栄養改善加算との併用算定は不可)	50単位加算	50
A6 5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位加算	200
A6 5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6 5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ	能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6 5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算
A6 5007	通所型複数サービス実施加算Ⅱ	チ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算
A6 5008	通所型複数サービス実施加算Ⅲ		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算
A6 5009	通所型複数サービス実施加算Ⅳ	(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算
A6 5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120単位加算	120
A6 6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位加算
A6 6012	通所型サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	176単位加算
A6 6107	通所型サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	72単位加算
A6 6108	通所型サービス提供体制加算Ⅳ			144単位加算
A6 6103	通所型サービス提供体制加算Ⅴ			24単位加算
A6 6104	通所型サービス提供体制加算Ⅵ			48単位加算
A6 4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)3月に1回を限度	100単位加算
A6 4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	算(Ⅰ)と(Ⅱ)併算定は不可	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算
A6 4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅲ		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算
A6 6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)6月に1回を限度(栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)	20単位加算
A6 6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	加算(Ⅱ)	(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)6月に1回を限度(栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合のみ算定可能)	5単位加算
A6 6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40単位加算	40
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算 ※所定単位数はイからワまでにより算定した単位数の合計	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算
A6 6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	(3)で算定した単位数の 90% 加算
A6 6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 令和3年3月末時点で算定している場合は令和4年3月31日まで算定可能	(3)で算定した単位数の 80% 加算
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ	算(Ⅱ)	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算
A6 8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応(通所型サービス費のイについて)	所定単位数の 1/1000 加算	

・「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	1,672単位	定員超過の場合 × 70%
A6 8002	通所型サービス1日割・定超		55単位	
A6 8011	通所型サービス2・定超		3,428単位	
A6 8012	通所型サービス2日割・定超		113単位	
A6 8003	通所型サービス1回数・定超		384単位	
A6 8013	通所型サービス2回数・定超		395単位	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%
A6 9002	通所型サービス1日割・人欠		55単位	
A6 9011	通所型サービス2・人欠		3,428単位	
A6 9012	通所型サービス2日割・人欠		113単位	
A6 9003	通所型サービス1回数・人欠		384単位	
A6 9013	通所型サービス2回数・人欠		395単位	

色分けルール
・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止